

## 第三章 江戸時代の当地域

### 第一節 江戸時代の村支配

徳川家康の美濃支配 天下分け目の関ヶ原合戦で勝利をとげた徳川家康は、関ヶ原より凱旋の途上、いち早く加納に築城して美濃の拠点とした。それは、西日本勢の巻き返しに備えるためであり、加納が中世に美濃国守護土岐持益の執権・権齋藤利永の築城した故地や今後整備される中山道の要地にあたっていたことによる。急を要する築城のため、岐阜城の楼閣・礎石などを移築し、本多忠勝を奉行に任じ、東海・北陸の諸大名に城普請を命じた。そして、翌年の慶長六（一六〇一）年、女婿の奥平信昌を加納城主にすえて、一〇万石を与えた。

一方、関ヶ原合戦以前、美濃国は豊臣系の諸大名によって領有されており、徳川氏の支配はまったくおよんでいなかった。豊臣氏の直轄領は、秀吉死没の慶長三（一五九八）年には三万八〇〇〇石余もあった。関ヶ原合戦後、家康はこれら豊臣氏の領地をすべて没収するとともに、豊臣系大名一家を取り潰し、その後へ譜代大名と多くの旗本をおき、さらに五万石余の直轄領を設けるにいたった。この直轄領を支配したのは、家康に卓抜した理財と鉦山開発の能力により

重用された大久保長安であった。長安が美濃国奉行として岐阜<sup>うまは</sup>靱屋町に陣屋を置いたのは、慶長六（一六〇二）年である。しかし、長安は美濃以外にも甲斐・信濃・越後・大和・石見国など二二〇万石の直轄地支配の代官頭として活躍していたので、美濃国の実務はその手代<sup>てぐわい</sup>である鈴木左馬助・松村吉左衛門・北村忠左衛門などが行っていた。

その後、慶長一三（一六〇八）年新たに御三家の筆頭である尾張藩を設け、順次に美濃の幕府直轄領を同藩に編入していく、合計一二万七〇四三石余となった。

それらの地域は政治・経済・軍事上の要地であり、家康が美濃国を重要視して意図的に幕府直轄領とした諸村がほとんど含まれていて、幕府の尾張藩重視の姿勢がうかがわれるものである。

**正木村の支配状況** 慶長一八（一六一三）年の『美濃一國郷牒』（『岐阜県史』史料編近世一）には、日根野左京・六五九石〇四三、大久保長安・七五石五三三と記載されており、この二人が当時正木村の領主であった。日根野左京は名を高継といい、斎藤道三・義竜時代、勇将として知られた日根野弘就の孫にあたる。慶長七（一六〇二）年、美濃国内で七〇〇〇石を支配したが、正木村もそれに含まれていた。高継の支配は元和二（一六一六）年も同様であり、大久保長安の支配がその死後、配下の代官・石原清左衛門一重に代わっているが、幕府直轄領であることは変わりない。（『美濃国村高領知改帳』岐阜県史史料編近世一）

その後、正保二（一六四五）年の『美濃国郷帳』（『岐阜県史』史料編近世二）では、日根野氏の支配が加納藩へ移り、幕府直轄地の分が尾張藩領になっている。以後、正木村の支配状況は、加納藩が戸田氏三代・安藤氏三代と領主の交替はあっても加納藩領であることは変わりなかったが、宝暦六（一七五六）年、永井尚陳が加納藩主になってからは、幕府直轄領に移行されて笠松代官所の支配下に置かれ、明治四（一八七二）年の廃藩置県まで続いている。しかし、尾張藩領の分は最後まで変わりはなかった。

## 鷺山村の支配状況

江戸時代の初期、鷺山村の領主は石川光忠と堀直寄であった。支配高は、前者が三八〇石九八三、後者は二三三石三九四である（慶長一八年美濃一國郷牒）。元和二（一六一六）年も両者の支配は続いている（美濃国村高領知改帳）。石川光忠は初代尾張藩主・徳川義直（家康の第九子、母は志水氏）に附属し、老職（家老）に任ぜられて駒塚（羽島市）に在所を置き一萬石を支配しており、鷺山村もその内であった。堀直寄は豊臣秀吉に直仕していたが、関ヶ原合戦では東軍側について、戦後、美濃国多芸郡内で一萬石を与えられ、その一部が鷺山村である。しかし、大坂冬・夏の陣の功績により、同年、越後長岡城主（一〇万石）へ転封されているので、その後の支配者は不明であるが、正保二（一六四五）年の『美濃国郷帳』には、「高式百三拾弐石三斗九升 松平丹波守殿知行」とあるので、いつの日にか加納藩領になったものと思われる。

以後、鷺山村は尾張藩（石河氏）・加納藩領として続いていく。しかし、加納藩主安藤信尹が宝暦五（一七五五）年、その不行跡により一萬五〇〇石を減封された時、鷺山村の加納藩領は本巢郡本陣屋代官・川崎平右衛門の支配下に移り、同九（一七五九）年からは大垣藩預所に組み込まれた（寛政七年鷺山村明細帳、岐阜県歴史資料館蔵）。そして、尾張藩・大垣藩預所の支配は明治維新まで変わらず続いた。

**下土居村の支配状況** 同村は江戸時代の初期から約一五〇年間、加納藩領であった。慶長一八年の『美濃一國郷牒』には松平摂津守（政忠）支配領中に「高千弐百三拾八石三斗七升弐合・土居村」とあり、まだ上・下の二か村には分離していない。元和二年の『美濃国村高領知改帳』にも加納藩主・松平御仙松（飛騨守、忠隆）領一〇万二〇石の内に「千弐百卅八石三斗七升四合・方県郡土井村」と記載され、分村はみられない。しかし、これから約五〇年後の正保二年『美濃国郷帳』には松平丹波守（光重）知行として「高五百拾八石六斗三升・下土井村」とあり、この五〇年間のうちに分村している。宝暦五年、加納藩主安藤信尹が前述した理由で減封された時、大垣藩預所になり、同一三（一七六三）年から幕府直轄（以下）

領へ組み込まれて、笠松代官・千種清右衛門の支配になった。以後同村の支配は笠松代官所になり幕領として明治維新まで続いていく。

## 第二節 支配者の系譜

### 一、慶長・元和期の領主

大久保長安 正木村の一部が幕府直轄領であり、美濃国奉行・大久保石見守長安の支配下にあった。長安は甲斐国(現山梨県)の出身で、猿楽師金春七郎喜然の子と云われる。最初、武田氏に仕えて土籍に入り、土谷姓を唱えた。武田氏の滅亡後、駿河国(現静岡県)へ赴き、徳川家康に従い、大蔵太夫と称して猿楽を業とした。その後、家康から金鑿司に任ぜられるや、諸国からすぐれた山師を集めて金・銀山の開発に当たり、短期間に多量の金銀を産出するに至った。とくに彼が手がけた地域は佐渡・伊豆・石見・南部等であった。この功績により、家康は長安を重臣の一人、大久保忠隣(たなか)の配下に置き、大久保姓を与えた。字を十兵衛と称し、慶長年中には従五位下に叙せられて石見守となり、武蔵八王子(現東京都)で三万石を賜った。

関ヶ原役後、徳川蔵入地(幕府の直轄地)が関東以外にも拡大するとともに、長安はこれら蔵入地の代官頭に任ぜられ、美濃国奉行として活躍したことは前述のとおりである。このほか、慶長九(一六〇四)年、幕府が東海・東山・北陸の三道に一里塚を築いた時の総轄を務めたり、同一三(一六〇八)年には、江戸城において浄土・法華両宗の宗論があったとき

の奉行を行うなど、多方面に才能を発揮した。慶長一八（一六一三）年四月、六九歳で病歿したが、その死後、生前の罪科（金銀隠匿・幕府転覆の陰謀など）が発覚し、領地・財産は没収、七人の子は切腹させられた。

**石原清左衛門一重** 大久保長安の死後、美濃国内の尾張藩領設置により、美濃における幕府蔵入地の支配体制は大きく変わった。代官頭―代官衆・手代わり衆の支配形態は、幕領勘定所の指揮下に入り、美濃国郡代・岡田将監父子（善政）を中心とする郡代―代官衆の支配形態に転換していく。

長安配下の代官であった岡田将監善同が、長安の死後岐阜に陣屋を構えたことはその後継者的存在を示すものである。この時期、正木村の幕府蔵入地分は、将監配下の代官・石原清左衛門一重の支配下に置かれた。彼は長安と同じ武田氏の旧臣であり、長安の有力な手代わりの一人であった。その支配高は約八二〇〇石余あり、可児郡兼山・武儀郡上有知・多芸郡下笠（元和元年・一六一五）と陣屋を移している。

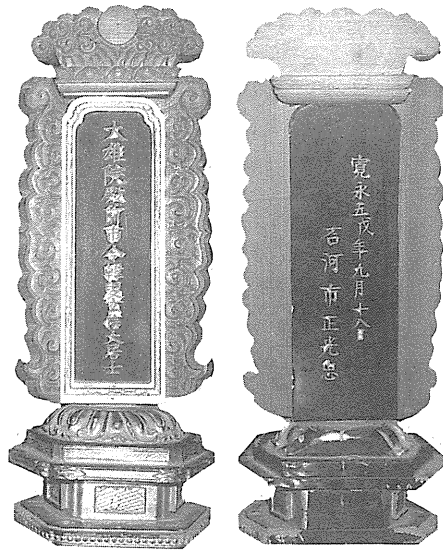
**日根野左京高継** この時期、日根野高継の所領は、美濃国内安八・石津・多芸・方県・大野・山県・厚見の七郡で七〇〇〇石あり、方県郡内の正木村六五九石余もそれに含まれていた。高継の祖父・弘就は先に述べたように斎藤氏の重臣であったが、その滅亡後、信長・秀吉に仕えた。高継の父・高弘（高）は天正一八（一五九〇）年、秀吉から信濃国（野良）諏訪郡で二万八〇〇〇石を与えられて高島城主であった。高継は高吉の二男で徳川氏に仕えて大坂冬・夏の陣に出陣している。寛永三（一六二六）年死去、そのあとを左京高次が継いだ。寛永八（一六三一）年死去し、嗣子が無いために同家は断絶した。

日根野氏が正木村に関係のあったことを、『新撰美濃志』には「日根野氏宅跡、日根野左京亮（弘）、その子織部正（高）、ともにここに住みしよしひ伝へたり」と、記している。

石川光忠 慶長・元和期、鷺山村の領主は石川光忠・堀直寄の二人で、その支配高は石川光忠の方が約一五〇石程多  
 かった。

天正年間（一五七三―九一）、石川光忠の祖父・光重の兄  
 の光政は鏡島城主（現岐阜市）であり、祖父光重と共に秀吉に仕  
 えていた。光重は天正一七（一五八九）年ごろ丹波国（現京都府）  
 の山奉行をしていた。光重の子・光元は秀吉に馬廻組頭と  
 して仕え、天正五（一五七七）年播磨国（現兵庫県）で一万石を与  
 えられ、竜野城主となった。その後、小田原攻め、文禄の  
 役にも従軍し、従五位下紀伊守に任ぜられている。慶長五  
 年の関ヶ原合戦には西軍の勢力圏内に所領があったため、  
 それを没収された。しかし、その子の太郎八光忠は徳川家  
 康に仕えて、慶長一五（一六一〇）年、美濃国と摂津国（現大阪府）  
 で一万石を与えられ、山県郡上野郷に居住した。その後、  
 同一七年に尾張藩の附属になったことは前述のとおりである。

堀直寄 直寄は天正五年に尾張国で生まれ、幼年より豊臣秀吉に仕えた。成人後、秀吉の推挙によって従五位下丹後  
 守に任ぜられる。慶長三（一五九八）年、越後国（現新潟県）内で一万石（堀秀治の給与を）（含めて計五万石）を与えられ、慶長五年の関ヶ原合戦に  
 は、会津の上杉景勝がその旧領である越後国魚沼郡の住民を扇動して起こした乱を平定した。その後異母弟直次との争



石川光忠の位牌（表）（裏）  
 （法光寺所蔵）（加納宏幸氏提供）

論により、同一五年一万石を減ぜられて信濃国(現長野県)飯山に移されたが、同年一〇月の駿府城火災に活躍した功績によって、再び家康から翌年に美濃国内で一万石を増された。大坂冬・夏の陣にも戦功があり、家康の信任も非常に厚く、元和二年四月、家康は死に臨み直寄を病床に呼んで、「この後天下に叛を企てる者あらば、一番合戦は藤堂高虎、二番は井伊直孝、而して直寄は両備の間にありて横槍を入れるべし」(日本人名大事典・平凡社刊)とまで云われた。この年に三万石を増された越後長岡城へ移封している。

また、直寄は人材育成にすぐれた技量を持っており、一度直寄の下に仕えた者であとで名をなした者が多く、諸大名も直寄の下で奉公した経験があると聞けば、みな信用して召し抱えた。ある時、直寄の旧部下で新しく仕官した武士が、主君から直寄の部下の使い方の秘訣を聞かれた時、「直寄様はご自分で考えておられることはあとで口に出すようにされ、まず部下に積極的に意見を出させて、それをななるべくたててやろうとする所が、他の方と違っていると思います。」(「名將に学ぶ」武藤誠氏著)と答えた。「下の声は神の声」という諺があるが、まさにその事を地でいったものであろう。

**加納藩奥平氏** 下土居村(もともとも当時は土居村)はこの時期、加納藩領であった。初代の加納藩主・奥平信昌(はじめは貞昌という)天正三(一五七五)年、家康から三河長篠城を与えられた。ときに二二歳であった。その直後武田勝頼が二万の大軍を率いて長篠城を攻囲したが、信昌はわずか五〇〇の兵力で死守して屈せず、家康・信長の援軍を待ち、ついに協力して武田軍を撃退した。同年八月、信昌は岐阜において信長から「数万の大軍に囲まれながら、ついに一度の不覚もなく、後詰を待ちえて勝軍せしは、古今稀なる大功なり。」(「徳川実紀」)と賞せられ、「信」の一字を与えられて、貞昌から信昌と改めた。信昌は翌年七月、信長の仲介で家康の長女亀姫を妻に迎えた(最初の妻は武田方の人質となり、貞昌が家康に帰属したとき、磔刑に処せられた)。また、戦功として三河・遠江(現愛知・静岡両県)で三千貫を与えられた。同一二(一五八四)年三月の小牧・長久手の戦いでは、秀吉方の森長可(ながよし)と戦って大勝

し、同一六年、従五位下美作守に任ぜられた。同一八年、小田原の役にも従軍し、同年八月、家康の関東入部にあたり、上州(現群馬)小幡で三万石を与えられて宮崎城に住んだ。慶長五(一六〇〇)年の関ヶ原役にも戦功があり、初の京都所司代に任ぜられ、豊臣方の支持者が多い京都を無難に支配した。家康が関ヶ原役凱旋の帰途、西日本勢の巻き返しに備えるため、加納城を築き、女婿の奥平信昌をすえたことは、前節で述べたとおりである。

信昌の剛勇にして機略に富んでいることは、長篠籠城をはじめ幾多の合戦や京都所司代の行政手腕で世に認められているが、読書に親しみ、易学にも精通していたと云われている。信昌は慶長七(一六〇二)年隠居し、家督を三男忠政に譲ったが、忠政が病弱のためその政治を補佐した。この年忠政は家康より松平の姓を与えられ、以後松平忠政と云う。慶長一八年の『美濃一國郷牒』にみえる松平摂津守は忠政のことである。

加納一〇万石の領地は北部(山県・本巢・大野郡)が山地、南部(厚見・各務・方県郡)が低地であり、信昌は忠政を助けて治山治水に務めた。その他、加納城下の整備を行い、加納天満宮の創建をはじめ社寺の改築復興に努力している。病弱の忠政は父母よりも早く、慶長一九(一六一四)年、大坂の陣に従軍する間際に急病で死去した。三五歳。父の信昌も翌元和元年、六一歳で波瀾の生涯をとじた。墓所は信昌の開基である加納・増瑞寺(のち、久昌山盛徳寺と改称)にある。

奥平氏の三代は、忠隆である。幼名を千松といい、慶長一九年七歳で父忠政の遺領を継いだ。しかし、幼年のため、治政はすべて祖母亀姫が助けた。元和七(一六二一)年、一四歳のとき、二代將軍秀忠の前で元服し、將軍の名にちなんで忠隆と改め、飛騨守に任ぜられた。寛永元(一六二四)年、京都二条城の造営助役をつとめている。同九(一六三二)年、二五歳で死去した。加納・光国寺に葬られた。忠隆に後嗣が無かったため、所領は没収され、ここに加納藩奥平家は断絶した。



以後、加納藩は、亀姫の娘の子・大久保忠職ただしむに引き継がれていくが、詳細は次項で述べる。  
つぎに、参考として、加納藩奥平氏の家臣団構成と岐阜市域の加納領村名を紹介する。

〔領地〕 高一〇万二〇石（元和郷帳）

厚見郡

鏡島村の内 旦島村 中島村 江口村 西島

村 今嶺村 北島村 東島村 菅生村 清村

江崎村 下奈良村 次木村 高河原村 日置

江村 鶉村 茜部村 西庄村 川手村 下川

手村 上加納村 下加納村 本庄村 六条村

日野村 北一色村 岩戸村 領下村 野一色

村 前一色村 岩地村 水海道村 切通村

高田村 蔵前村 細畑村

方県郡

川部村 寺田村 一日市場村 曾我屋村 又

丸村 川辺村 尻毛村 木田村 則武村 黒

野村 改田村 下鵜飼村 下西郷村 上西郷

村 土居村 古市場村 御望村 北島村 小野村

洞村 村山村 則松村 秋沢村 岩利村 芦敷村 佐野村

雛倉村 彦坂村 椿洞村 打越村 石谷村 城田寺村 岩

崎村 三田洞村 栗野村

山県郡

加納藩(奥平氏)家臣団構成(慶長17年)

各人石高	人 数	各人石高	人 数
2,500	2	200	67
1,300	2	180	3
1,100	1	170	1
1,000	1	150	68
700	1	130	15
600	1	125	8
550	3	110	1
500	3	100	28
450	2	80	5
400	5	75	1
350	4	70	1
325	1	50	9
300	15	40	2
250	16	延べ合計	人数合計
230	1		
225	2	59,495	271
210	1		

(注) 本表は「御家中御知行渡方帳」(県史近世2)より作成したものを「岐阜市史」通史編近世より転載。

太郎丸村 岩井村 福富村 石原村  
他に  
厚見郡三村、山県郡三村、各務郡一村、羽栗郡四村、莚田  
郡七村、本巢郡二二村、大野郡一三村がある。〔近世「岐阜県史」〕

尾張藩(国外藩)主初代徳川義直 徳川家康が九男義直をもって尾張藩を創設したのは、前述したように慶長一三(一六〇八)年八月である。その尾張藩が美濃に所領をもつにいたったのは、同一七(一六一二)年正月からで、つづいて同年四月、元和元(一六一五)八月、同五(一六一九)年九月と三回の加増があつて、合計一二万七〇四三石九斗一升となつている。

現岐阜市域における岐阜町をはじめ一九か村・高七五五三石九斗九合が尾張藩領になつたのは、元和五年九月の最後の加増によつてである。正木村の幕府直轄領分七五石五三三がそれにあたる。

初代の尾張藩主義直は慶長一二(一六〇七)閏四月、甲斐二四方石から尾張清州城に移り、尾張・美濃・信濃の地を併せて六一万九五〇〇石余、その後、元和元(一六一五)年に新しく築城完成された名古屋城を居城とした。寛永三(一六二六)年八月、従二位権大納言に任ぜられ、慶安三(一六五〇)年五月死去、五一歳。その前に、「岐阜御成」として正保三(一六四六)年八月、金華山の城跡にのぼつて往時をしのんだり、鵜飼見物をしている。

## 二、それ以後の領主

正保二(一六四五)年の「美濃国郷帳」では、正木村は加納藩と尾張藩、下土居村は加納藩、鷺山村は尾張藩と加納藩の支配下にあつた。この支配形態は約一〇〇余年間続いたが、宝暦五(一七五六)年、加納藩主安藤信尹が減封され、つづいて翌宝暦六年に磐城国(現福)平藩へ転封になり、その後へ永井尚陳が移封になつた際、藩領が大巾に減少して、正木・鷺山・下土居の加納藩領は幕府領になつた。その中で鷺山村の加納藩領分二五二石六九八が宝暦九(一七五九)年から大垣藩領所の支配下に置かれた。

つぎに、加納藩・尾張藩・幕領・大垣藩預所の順にその系譜をたどってみよう。

(イ) 加納藩（大久保氏一代・戸田氏三代・安藤氏三代）

大久保加賀守忠職 奥平氏は三代で断絶したが、幕府は亀姫の一人姫・千姫の子である大久保忠職を、亀姫の希望によって加納城主にした。忠職は祖父・大久保忠隣（たぢか）（早くから家康の小姓となり、元龜三年三方ヶ原の戦に従軍。文祿三年父・忠世を嗣ぎ）の改易により、忠職もこの罪に連座したが、大久保氏累代の功もあって、また幼少のため封地（武威埼玉郡騎）（西藩二万石）での蟄居にとどめられた。寛永二（一六二五）に赦免され、翌三年加賀守となり、同九（一六三二）年三万石を加増されて加納藩主になったのである。加納入部は三〇歳であった。しかし、僅か七年在城の後、播磨国（現兵）（庫島）明石城主戸田光重と交替した。

戸田丹波守光重 寛永一六（一六三九）年、明石城主から加納城主七万石に転じてきた。慶安元（一六四八）年江戸城西丸留守居を命ぜられ、承応二（一六四九）年には江戸増上寺修理奉行助役をつとめ、明暦二（一六五六）年には大坂城番となり、大坂城の修理も担当している。光重は文武両道を奨励し、長沼澹斎・牧七郎左衛門らを挙用した。寛文八（一六六八）年、江戸火災で江戸城大奥まで延焼するという大火があったとき、病氣をおして消火につとめた。その時の過労か、同年七月晦日四七歳で死去した。席田郡桑山の智勝院（現水）（貫町）に葬る。

戸田丹波守光永 光永は光重の嫡男で、幼名を幸松・孫四郎といった。明暦二（一六五六）年、長門守となり、寛文八（一六六八）年、父の遺領を相続して丹波守に任ぜられた。このとき、光永の次弟・孫十郎光澄（のちに）（光正）とその次の弟・孫七郎光賢に各五〇〇〇石ずつを分けて、文殊（もんじゆ）と北方の旗本とし、光永自身は六万石を領知した。寛文九（一六六九）年、江戸城消防役、元和二（一六八二）年、朝鮮使節の墨俣（すのまた）・起（おこし）（現愛知県尾西市）両宿の饗応役、元禄五（一六九二）年、郡上藩主遠藤常久が除封されたときに、光永は郡上の城番を命ぜられた。光永も父光重と同様に文武を奨励し、儒者の梁田

蛻巖らを用いている。宝永二（一七〇五）年二月二十九日、加納城内で死去した。六三歳。父同様に智勝院に葬る。

**戸田丹波守光熙** 光永の嫡男、加納に生まれる。幼名を千虎・孫四郎といい、のちに光豊・光通・さらに光熙と改め

た。元禄八（一六九六）年、二二歳のとき、將軍綱吉の命令により、阿部正武（武藏忍城主）の邸で論語を講義した。宝永二（一七〇五）年、父の遺領をついで丹波守に任ぜられた。同五（一七〇八）年禁裡造営課役を命ぜられ、その功績によって「堂上家寄合書」の拾遺集を賜った。光熙が学問に造詣があり、和歌をたしなむことが聞こえていたのであろう。正徳元（一七一）年、加納城から山城国淀城に移され、山城・摂津・河内・近江の四か国内で七万石を領知した。移封の翌年、「城の石垣がくずれ、家人の家屋のこらず水にひたり」と、『徳川実紀』に特筆されるほどの水害をうけた。享保二（一七一七）年九月四日四四歳で死去した。祖父・父の眠る智勝院に葬られた。

**安藤対馬守信友** 戸田丹波守光熙が山城国淀城へ移封後、代わって正徳元（一七一）年、備中松山城主安藤信友が加納城主へ転封してきた。信友の母は元加納藩主戸田光重の娘である。美濃国内で六万石、近江国蒲生郡内で五千石計六万五千石の領主となった。享保二（一七一七）年、寺社奉行、翌三年、大坂城代、同七年、將軍吉宗より老中に抜擢され、同九年には吉宗の嗣子長福君（のちの家重）の補導役に任ぜられている。信友の老中在職一〇年間は、吉宗の享保改革の時代であり、それなりの活躍はあったに違いないが、ほとんど目立っていない。享保一七（一七三二）年七月二五日死去した。六二歳。

**安藤対馬守信尹** のよだ 信友は一族の安藤重常の二男信周を養子に迎え、自分の娘に配した。その信周は信友に先だって享保一二（一七二七）年に四一歳で没したので、その子信尹が同一七年九月一四歳で祖父信友の遺領を継いだ。信尹は性来奢侈を好み、家臣の取り締まりも不十分であったので、藩の綱紀は非常に乱れていた。そのため、領内で農民の強訴

が続出した。この実状をみた幕府は、信尹を「不行跡、其上家中仕置など宜しからず」としながらも、特旨をもって隠居処分にし、高一万五千石を没収し、五万石を妾腹の嫡子勝蔵（信成）につがせた。信尹は明和七（一七七〇）一二月晦日五四歳で死去した。しかも、加納藩は減知処分の上、家老をはじめ多くの家臣に死罪・遠島を含めて処罰者がでてゐる。

**安藤対馬守信成** 勝蔵は幼名で、のちに信明・信成・信成と改名している。父信尹が宝曆五（一七五五）年二月四日、隠居した後を、その家の由緒により、減封して五万石を与えられたことは前述の通りであるが、翌六年五月二一日、陸奥国磐城平藩（現福島県いわき市）五万石に移封され、代わって武蔵国岩槻城主永井伊賀守直陳が加納藩主となり、三万二千石を領知した。

(四) 尾張藩（石河氏支配分も含む）

**歴代の尾張藩主** 初代尾張藩主・義直のことは、前項で述べたので、二代以後の藩主については、一覧するとつぎのとおりである。

二代 光友 慶安三年六月～元禄六年四月隠居、同一三年一〇月没、七六歳

三代 綱誠 元禄六年四月～同一二年六月没、四八歳

四代 吉通 元禄一二年七月～正徳三年七月没、一五歳

五代 五郎太 正徳三年八月～同年一〇月没、三歳

六代 継友 正徳三年一月～享保一五年一月没、三九歳

七代 宗春 享保一五年一月～元文四年正月隠居、明和元年一〇月没、六九歳

八代 宗勝 元久四年正月、宝曆二年六月没、五七歳

九代 宗睦 宝曆二年八月、寛政二年二月没、六七歳

一〇代 斎朝 寛政二年正月、文政一〇年八月隠居、嘉永三年三月没、五八歳

一一代 斉温 文政一〇年八月、天保一〇年二月没、二一歳

一二代 斉莊 天保一〇年三月、弘化二年七月没、三六歳

一三代 慶臧 弘化二年八月、嘉永二年四月没、一四歳

一四代 慶勝 嘉永二年六月、安政五年七月隠居、明治八年二月再家督、同一六年没、五九歳

一五代 茂徳 安政五年七月、文久三年九月隠居、慶応二年一二月一橋家相続、明治一七年三月没、五四歳

一六代 義宜 文久三年九月、明治二年六月版籍奉還明治八年一月没、一八歳

この中で、他家より入った藩主が五名ある。八代宗勝は尾張藩支藩・高須藩主（高須藩創立は慶長五年徳永寿昌。尾張藩支藩となつたのは、元禄二三年。尾張藩二代藩主光友の次男義行が、小笠原貞信のあとを受けて藩主になってからである。以後、明治二年版籍奉還まで続く。領知高は三万石、内美濃国内で一萬五千石。）から、一〇代斉朝は一橋治斉の嫡孫（一橋家は徳川宗家の分家、元文五年、八代将軍吉宗の四男宗尹が、江戸一橋内に邸宅を賜って創立。景高は）一二代斉莊は一代将軍家斉の一一男、一四代慶勝は高須藩主義建の二男、一五代茂徳は慶勝の弟である。

尾張藩主の岐阜御成 尾張藩主が「岐阜御成」と称して、岐阜へ来遊したことは初代義直の所で述べたが、それ以後も、つぎの藩主が岐阜へ来ている。

光友（万治三年）・綱誠（延宝三年）・吉通（宝永六年）・継友（享保二年）・宗春（享保一八年）・宗勝（延享四年）・宗睦（安永六年・寛政三年）・斉莊（天保一四年）の八名で、二代から九代まで、夭折した五代を除いては続き、以後は

一二代までしばらく途切れて、一三代以降の藩主は「岐阜御成」を行っていない。その中で、將軍吉宗の享保改革に對抗して積極政策をおしすすめ、最後は吉宗から譴責処分を受けた八代宗春の「岐阜御成」を、岐阜本町で町年寄を勤めていた安川助右衛門が記した「見聞記」でみてみよう。

○女郎八人もとめ夜明ヶ迄、本陣（賀島庄蔵）にて御さわきにて御座候、

○暮六ツ半比（午後七時）、鶉飼見物に御出遊ばされ、舟ニ

丁ちんにて色々の作り物拵らえ、花火多ク御座候、徳田

（現笠松町）より花火師参り候間、珍敷花火共にこれあり、

○夜四ツ比（午後十時）、因幡小茶屋へ御供只二人ばかり御

この見聞記は宗春の遊興の様子を具体的に記していて、羽目をはずした酔狂ぶりがうかがえる。

### 尾張藩の地方支配

つぎに、尾張藩の地方支配をみていくと、岐阜町の支配は岐阜奉行（天明年間までは定員一名、禄高三百石）

岐阜町以外の蔵入地（直轄地）一二か村（この中に正木）は岐阜代官、石河氏の給知六か村（この中に鷺山）は郡奉行（国奉行の下に

奉行があった。蔵入地を支配する代官に対し、もっぱら給知（藩士への給与地）を管掌し尾張・美濃の二分課に分かれていた。定員は大体四名であった。それらは任地に赴かず、名古屋の国奉行所で服務したので、地方民情には疎くなりがちであった。九代宗睦のとき、この弊害を除くために郡奉行の職制をやめ代官の職務に併合した。

の濃州郡奉行が支配した。のち、天明三年（一八七三）の藩制改革により、岐阜奉行の支配下におかれたが、享和三年

（一八〇三）から尾張北方代官（所在地、尾張葉栗郡、北方村、現一宮市郡）の支配となった。

### 石河氏支配

さきに八代藩主宗春の「岐阜御成」の様子をみたが、石河氏も給知の視察のため、文政十一年（一八二

八）犬塚の郷佐太夫宅へ「御成」の記録があるので、つぎに紹介する。

文政十一年三月九日、駒塚御殿より御出立、鷺山村御屋支度にて、犬塚え八ッ時(午後二時)に御着、七ッ時(午後四時)、御伺ひニ亭助・武左衛門・両助罷出、李助義、御用にて御屋敷様え罷出不在、大殿様・若殿様、御両殿様御成、上下五拾人、御馬三疋、御道具二本、御鷹一本。又々暮六ッ時(午後六時)ニ、亭助老人御伺ひニ罷出、翌十日、御望金比羅様御祭礼ニ付、花火相催し候故御上覧、(中略)

一十日九ッ時(午前一二時)揃人足拾人、村役人ハ亭助・両助・卯藤太、外ニ周助・武左衛門、帯刀はんでんにて金比羅堂まで御供、(中略)御前、御両若様共、金比羅堂上にて御座敷出来候て御幕打、色々御馳走有之、郷左大夫より御取直有之、御機嫌相見、御酒被召上候、花火も追々上ル、箇敷四拾本余寄ル、七ッ時(午後四時)より雨天ニ相成、残念ニ被思召候、夫より拜殿にて暫らく御

また、折立は村庄屋・佐藤治兵衛の「庄屋一代明細記」にも、同年の石河氏御成をつぎのように記している。

(岐阜市折立佐藤誠治氏文書)

一、石河太八郎様犬塚郷佐太夫方へ御入ニ付、折立・三ッ又・萱場・鷺山村役人并人足四拾人川手迄御迎ニ出ル、川手よりの案内治兵衛・茂左衛門・長之助長良渡しへ、長良村役人・犬塚よりも出迎、鷺山法光寺御昼、夫ヨリ

酒被召上、暮六ッ時(午後六時)ニ山ノ下より御駕籠ニ被召、左大夫方へ御引取、弥々御機嫌うるハしく、御堂御固人足ハ鷺山村より十人、折立より十人、三ッ又より十人、萱場より十人、都合五拾人、其外村役人大勢罷出候、(夜五ッ時、午後八時)ニいづれも引取、(十一日、十二日雨天の為逗留、記事省略。)

一十三日曇り

朝五ッ時(午前八時)御立之筈、早朝より人足廿人召連、犬塚へ罷出候得共、朝より御酒宴、九ッ時(午前一二時)ニ御馬にて御立、(中略)御馬より御順番掛りにて、御両殿様へ御目見へ相濟、三ッ又茂左衛門方より御舟ニ被召、御帰陣被遊、船迄御見送り相濟、引取申候、

(本巢町青木四郎氏文書)

文政十一年(三月)

治兵衛方へ御立寄、御菓子・御茶、御前并孟次郎様御二方様之御菓子五包宛、其外御役人中下々迄五十人えホロマンチウツツ・白センヘイ五、夫より犬塚ニ御入、翌十日花火御上、晩之所七ッ時より雨天、昼斗、翌十三日御



立、三ツ又より船五艘并御弁当岐阜秋田屋渡シ、治兵衛・  
茂左衛門・長四郎・長之助・佐兵衛・甚兵衛・重左衛門

鏡島迄見送り、夫ヨリ天王迄佐兵衛・才三郎・勝次三人、  
其夜舟ニ泊り、翌十四日帰り、

両者の記述は、多少内容に精粗の差はあるが、石河氏の給知村であった鷺山村についてはほとんど同じ事を記している。それは、三月九日の昼食を鷺山村法光寺でとったこと、殿様の出迎えに川手まで他村の村役人・人足とともに鷺山村から村役人・人足がでたこと、翌一〇日、御望・金比羅堂での花火見物の警備に鷺山村より一〇名の人足を出したことなどである。

当時の「殿様御成」の様子がうかがわれて興味深い。なお、この時の殿様・若殿様は石河光豊・光美父子と思われる。ちなみに、石河歴代領主名はつぎのとおりである。

初代	光忠	寛永五年（一六二八）没	六代	光富	安永二年（一七七三）没
二代	正光	寛文十一年（一六七二）没	七代	光寿	文化六年（一八〇九）没
三代	章長	宝永三年（一七〇六）没	八代	光豊	天保三年（一八三二）没
四代	正章	?	九代	光美	慶応三年（一六八七）没
五代	忠喜	享保一八年（一七三三）没	一〇代	光照	明治維新

#### (ハ) 幕領（笠松代官）

幕府の大番頭から美濃代官・岡田善政の跡役となったのは名取半左衛門長知である。前任者善政の構えていた可児郡の徳野陣屋では不便であったので、寛文二（一六六二）年その建物を羽栗郡笠町に移した。笠町を笠松村と改め、ここに笠松陣屋が成立し、以後明治維新まで、美濃幕領の行政官庁として続いていく。

前述したように、正木・鷲山・下土居三か村の加納藩領が宝曆六（一七五七）年までであり、以後幕領代官千種清右衛門直豊の支配下に入る。以下、歴代代官の氏名と在職期間を掲げておく。

一三代 千種清右衛門直豊

宝曆八年（一七五八）一二月越後国代官から布衣美濃郡

代となり八か年勤め、明和三年（一七六六）二月寄合に転任した。（二三代）とは、大久保石見守長安が初代美濃代官となつてからの歴代相承代数である。）

一四代 千種六郎右衛門こゑなま惟忠

御書院番から明和三年（一七六六）二月美濃代官となり、半年余を経て布衣郡代（將軍に御目見得以上で六位の身分の稱）となる。天明五年（一七八五）退職し、翌年病死する。

一五代 千種鉄十郎

父の後を継いで天明六年（一七八六）美濃代官となつたが、税納に不正があつたとして天明八年（一七八八）罷免され、翌年遠流処分になる。

一六代 辻六郎左衛門よしもと富守

關東代官から天明八年来任し、寛政三年（一七九一）二

ノ丸御留守居に転任した。

一七代 鈴木門三郎正勝

御勘定組頭から寛政三年美濃代官となり、布衣郡代に昇

進する。寛政十一年（一七九九）御勘定吟味役に転任。

一八代 辻甚太郎守貞

寛政十一年遠三州代官から布衣美濃郡代に転任、文化二年（一八〇五）病死。一六代辻富守の孫にあたる。

一九代 三河口太忠

文化三年（一八〇六）備中外二か国の代官から美濃へ転任、文化七年（一八一〇）西国郡代へ転出。

二〇代 滝川小右衛門こゑなま惟一

文化七年、安房国外二か国代官から美濃へ転任、美濃・伊勢一〇万石を管掌した。文化十一年（一八一四）病死。

二一代 松下内匠堅徳

文化十一年、遠三州代官として中泉で当分預りとなつていたが、翌年美濃代官となる。同一三年美濃郡代となつた。文政十一年（一八二八）老衰のため免職となる。

二二代 野田斧吉

文政十二年（一八二九）越後国から転任し天保二年（一八三一）布衣郡代となる。しかし、天保六年（一八三五）、南濃の百姓騒擾に関与して江戸へ召還される途中急死し

た。自殺とも云われている。

二三代 柴田善之丞

天保七年（一八三〇）、甲府代官から布衣美濃郡代となり、一六か年勤務して嘉永四年（一八五二）二の丸御留守居に転任する。

二四代 岩田敏三郎

**大垣藩預所** 宝曆六（一七五六）年、正木・鷺山・下土居村の加納藩領が幕領になり、その中、鷺山村の幕領のみが宝曆九年（一七五九）から大垣藩預所になったことは前述のとおりである。

大垣藩の幕府領預りは戸田氏英（享保二〇年～明和五年）の延享三（一七四六）年から始まった。これも大垣藩政を幕府が評価したからであり、大垣藩にとっては名誉なことであった。

大垣藩では幕府領を預けられた当初は藩の郡奉行の管轄下に置いたが、その後預所の増加によって、御預役所を設置して職務を行った。職務内容は幕府代官とかわりなく、もっぱら財政・治安のことにあたり、幕府勘定奉行所の指令を受けて、農業生産力の向上、年貢収納の確

大垣藩御預役所の構成

職	員	人数	摘要
預所掛		五人	
預所吟味奉行		一人	
預所御用向取扱		一人	天明七年設置
〃 下役		一四人	
〃 小使		二人	
預所吟味役		四人	安政四年設置
預所掛代官		八人	寛政四年公事引請
〃 納所方加勢		一人	
〃 吟味役下役并手代兼		二人	安政七年設置
〃 手代		五人	安政四年一人増加
〃 納所方手代		一人	
〃 小使		一人	寛政六年設置

嘉永四年に任命されて以後、安政・万延・文久・元治・慶応三年（一八六七）と一七か年間、幕末の混乱期の行政を担当した。  
二五代 矢代増之助  
慶応三年任命されたけれども、明治維新のため笠松陣屋が瓦解したので、来任しないで終わった。

(注) 『大垣市史』通史編より

保につとめた。年貢は本途物成のほか、幕領特有の高掛三役（伝馬宿入用・六尺給米・蔵前入用）、その他雑税としての小物成・運上等である。米納よりも石代金納が多かった。

その行政区画は一番組から四番組までに分けられ、天保期（一八三〇―四三）には一番組が東西二組に、四番組が南北二組に分かれていた。鷺山村は一番東組の所屬であった。

各組には割元が置かれ、預所代官の指図を受けた。割元は、毎年組内村々庄屋の代表者が月番で勤め、その任免は庄屋・年寄と同じく御預役所が行っている。割元の仕事は主として貢納に関する事務にあたった。その他に御預役所の指示により農民を統率したが、いっぽう、農民代表として役所に対し、種々の交渉もしている。

## 第三節 村 政

村役人の立場 領主（実際は代官や郡奉行）からの指令を受けて村政に当たったのは、庄屋等の村役人で、貢納・宗門改め・治安・防災・訴訟等、広範囲な行政一般の責任をもっていた。

村役人は村方三役または地方三役じかたと呼ばれ、庄屋（または名主なぬし）とそれを補佐する年寄（または組頭）、さらに村民の利害を代表し、庄屋・年寄の村政を監察する百姓代をいう。庄屋は領主ごと一村一人であったが、村高千石以上の大きな村や一村に領主が二人以上の村は、庄屋を二人以上置くこともあった。庄屋は始め世襲制をとっていたが、後には年交替、さらに選挙で定める場合もでてきた。庄屋の家は村政を扱う役場であり、そこには関係書類が保管されていた。

今日、残っている庄屋文書も、かつての村役人の家にあつたものが伝えられている場合が多い。

正木村の村役人 三か村で、最も古い時期に庄屋名がでてくるのは正木村である。

正木村免相之事、高ニ付式ツ五分ニ相定遣事実正也

亥九月廿三日

徳久源兵衛

重(花押)

組頭

久左衛門殿

(『岐阜県史』史料編古代  
中世—山田よしゑ文書)

正木村庄屋

亥年とあるだけで年号は記載されていないが、他の関連史料が慶長期のものであるらしく、慶長一六年(一六一一)か元和九年(一六二二)と推定される。史料の内容は正木村の免(租率)を高い二五パーセントと定めたことの通達である。

また、庄屋・年寄・百姓代の名称は記していないが、正木村の上層農民(村役人層)と考えられる人名が、慶長九年(一六〇四)の「正木村御寺内ノ儀、何様共此加判之者として御馳走可申候」(前掲山田文書)という本願寺の東西分派に際しての方面郡正木御坊に対する誓約者三三か村一二人中に見ることができている。

正木村 舟戸 藤次郎(花押)

同 三郎左衛門(花押)

桑原 源七郎(花押)

神山 藤四郎(花押)

神山 忠右衛門(花押)

山田 孫助(花押)

佐藤 四郎兵衛(花押)

山田 久右衛門(花押)

中でも、山田孫助は慶長四年(一五五九)三月、織田秀信(織田信長の孫、最後の岐阜城主)の重臣木造兵庫介長広から「正木村田島年貢等之儀、無代官ニ其方へ申付候」(前掲山田文書)と年貢の収納事務を委任されているような、村役人の濫觴(らんしょう)ともいふべき存在である。

あった。

つぎの「正木村役人の一覧」をみると、宝暦（一七五一）以降の庄屋は山田与三右衛門（代々襲名）家が明治維新まで庄屋役を行っている。また、正木村にある尾張藩領（七五石五三三）にも、文化・文政（一八〇四―二九）ごろ庄屋名（六左衛門）がみられる。天保六（一八三五）年の大野文書中に、尾州領の庄屋として山田六左衛門、百姓代・佐右衛門がでてくる。いっぽう笠松代官所支配（幕領）の庄屋は与三右衛門、年寄・新五右衛門、百姓代・重之右衛門である。同年一月に笠松役所へ提出した差出明細帳には庄屋・百姓代

正木村・村役人の一覧

年 代	庄 屋 名	年 寄 名	百 姓 代 名	出 典 資 料
慶長16 (1611) （元和9 1622）	六右衛門	久左衛門 （組頭）	—	山田よしゑ文書
正徳3 (1713)	惣右衛門 （取廻人）	—	—	黒野・伊藤文書
宝暦2 (1752)	山田与三右衛門 （黒野御坊肝煎同行）	—	—	交人郷文書
天明8 (1788)	与三右衛門 （正木村惣代）	—	—	下鶴銅大野文書
寛政5 (1793)	与三右衛門 （天明8と同人）	—	—	同 上
文化8 (1811) （文化・文政頃 1804—49）	与三右衛門 （与三右衛門 六左衛門 尾州領）	—	—	岐大山田文書
天保6. 8 (1835)	与三右衛門 （幕領） 山田六左衛門 （尾州領）	新五右衛門	重之右衛門	長良大野文書
天保6. 11	与三右衛門	九郎右衛門 与兵衛	十之右衛門	笠松郡代文書 （差出明細帳）
弘化4 (1847)	浪 治 郎	—	—	笠松堤方役所文書
嘉永5 (1852)	与三右衛門 （幕領） 万 三 郎 （尾州領）	藤 兵 衛	三郎右衛門	同 上
安政5 (1858)	助 三 郎 （兼帯・古市場村庄屋）	儀 兵 衛	三郎右衛門	同 上
安政6 (1859)	与三右衛門	又 兵 衛	小 十 郎	同 上
明治2 (1869)	与三右衛門 助 三 郎 （兼帯・古市場村庄屋）	又 兵 衛	茂 三 郎	笠松郡代文書 （差出明細帳）

（注） 笠松郡代文書・笠松堤方役所文書は県歴史資料館所蔵

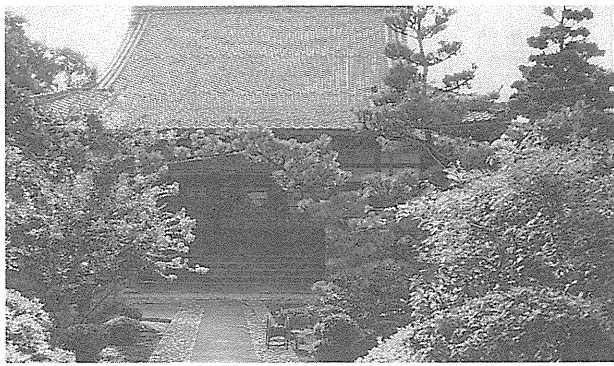
は同一人物であるが、年寄だけは別人物であり、しかも二名になっている。また、幕末期の安政五（一八五八）年から明治二（一八六九）年までは、古市場村（幕領）の庄屋・助三郎が正木村の兼帯庄屋になっている。兼帯庄屋とは、江戸時代、一村が相給（一村が複数の領主に分割され知行されることをいう。正木村の場合は幕領と尾張領であった。）に  
なっている場合、一村の庄屋が各領の庄屋を兼ねることをいう。

### 鷺山村の村役人

庄屋名こそでてこないが、鷺山村の庄屋の由来も慶長・元和期（一五九六—一六二三）まで遡ることができる。「法光寺由緒書」

（文政五年（一八二二）の記録・法光寺所蔵）によれば、法光寺住職・二代目道易までは、「村方開発以来

御年貢諸事取扱」ったとあり、法光寺を「坊庄」と称していた。その後、慶長五（一六〇〇）年の関ヶ原合戦以後、「国家相治り候ニ付、僧分の事故、村方御年貢・諸事支配」のことは、法光寺の別家・助右衛門とその他に惣右衛門へ譲って、「寺法之事而已相勤申候」とある。正保二（一六四五）年の『美濃国郷帳』には、加納藩領・二三三石三九と尾張藩（石河氏）領・三八〇石九八三と鷺山村は二領主の相給知になっており、それぞれに村役人がおかれていたと想像される。いま、「鷺山村・村役人の一覧」から村役人の系譜をみてみると、元禄一七（一七〇四）年と正徳三（一七一三）年には、惣右衛門が庄屋としてでている。前者は鷺山村孫兵衛に高一五石を与えてほしいことを長坂紋左衛門と上原桑右衛門へ孫兵衛の祖母と庄屋・惣右衛門が連名で願



鷺山村坊庄となった法光寺、当時長良古川沿い江畑にあった。  
（天野敬也氏提供）

鷺山村・村役人の一覧

年 代	庄 屋 名	年 寄 名	百 姓 代 名	出 典 資 料
慶長～元和期 (1596～1623)	助 右 衛 門 惣 右 衛 門	—	—	鷺山・法光寺文書
元禄17 (1704)	惣 右 衛 門	—	—	長良・平野文書 (元鷺山在住)
正徳 3 (1713)	惣 右 衛 門 (井水一件取受人)	—	—	黒野伊藤文書
享保 6 (1721)	惣 右 衛 門 助 右 衛 門	—	—	長良・平野文書
寛政 7 (1795)	嘉 六 (大垣預所)	儀 藏 (大垣預所)	民 五 郎 (大垣預所)	笠松堤方役所文書 (明細帳)
亥 2 月 亥 8 月	惣 右 衛 門 惣 右 衛 門	又 左 衛 門 (組頭)	—	長良・平野文書
		三 郎 右 衛 門 (組頭)	—	同 上
文化 3 (1806)	栄 助 (尾州領) 利 藏 (大垣預所)	—	—	同 上
文政 9 (1826)	惣 右 衛 門 (頭分惣代) 栄 助 (頭分惣代)	—	—	同 上
(文化・文政期) (1804～29)	甚 兵 衛 (尾州領) 民 之 進 (大垣預所)	—	—	笠松堤方役所文書
天保 9 (1838)	民 之 進 (大垣預所)	孫 左 衛 門 (大垣預所)	友 左 衛 門 (大垣預所)	笠松郡代文書 (差出明細帳)
嘉永 5 (1852)	嘉 左 衛 門 (大垣預所) 茂 平 治 (尾州領)	—	—	笠松堤方役所文書
安政 5 (1858)	陸 左 衛 門 (大垣預所)	儀 左 衛 門 (大垣預所)	又 十 郎 (大垣預所)	同 上
	常 之 進 (兼帯・折立村庄屋)	善 八 (組頭) (尾州領)	清 八 (尾州領)	同 上
安政 6 (1859)	嘉 八 (大垣預所)	儀 左 衛 門 (大垣預所)	藤 八 (大垣預所)	同 上
	(尾州領の村役人は安政 5 年と同じ)			



でたものであり、(長良・平野文書)、この時の長坂・上原両名は尾張藩郡奉行所の役人と思われる。後者は黒野村の井水を前々からのように折立村の用水に利用させてほしいことを折立村(尾張藩領)庄屋から黒野村庄屋へ願い出たもので、その時の取贖証人に鷺山村・惣右衛門が下西郷村(加納藩領)・今川村(幕領)・古市場村(加納藩領)の庄屋たちともなっている(黒野・伊藤文書)。これらのことから惣右衛門は鷺山村の尾張藩領知の庄屋を勤めたことがわかる。享保六(一七二一)年にも惣右衛門は助右衛門といっしょに庄屋として名を連ねているが、助右衛門は加納藩領知の庄屋を勤めたものと考えられる。

以後、宝曆九(一七五九)年から鷺山村の加納藩領が大垣藩預所に組み込まれ、寛政七(一七九五)年の同村村役人は庄屋・嘉六、年寄・儀蔵、百姓代・民五郎とでてくる(笠松郡代文書)。また、年代は不明であるが、前掲の平野文書中に、庄屋・惣右衛門、組頭・久又左衛門・三郎右衛門名がみられることから、彼等は鷺山村の尾張藩領知村役人であったことがわかる。庄屋・惣右衛門名がでてくる最後は文政九(一八二六)年の頭分惣代が最後である。このように、近世初期から江戸時代中期まで庄屋を勤めていたのであるが、彼は平野姓を名乗り、長良川役所(長良川を下る材木筏と、上流から下流に送られる舟荷及び荷舟数を把握する役所、尾張藩の直轄)の付問屋に任じられていた西川家と交際があったことが平野惣右衛門宛の西川喜右衛門の書状(年代不明一二月一七日付)から窺える。(前掲平野文書)

天保以降の村役人名は「村役人の一覽」にみられるとおりであり、尾張藩領の村役人で年寄にあたる所が組頭となっていることだけが異なる点である。

天保九(一八三八)年の庄屋給米は三石二斗五升、年寄給米は七斗二升、定使給米が菘石となっている(村明細帳)。これは村役を勤める報酬であり、年俸であった。定使は庄屋の命令を村内に触れたり、雑用を勤めた者をいう。

下土居村の村役人 下土居村の村役人は史料的にみて、江戸時代中期以降しかわからない。いま「下土居村・村役人の一覽」からみると、寛延三（一七五〇）年、下土居村と鳥羽川対岸の下城田寺村が井堰のことで出入りがあり、それが隣村の上土居村を含めて解決した時の「内済証文」  
（原告・被告双方が和解談合により事件を解決した時に取り交わした証文）にてでてるのが初見である。この時の下土居村は加納藩・安藤対馬守の領知であり、下城田寺村は幕領と旗本領の相給村であった。これ以後、江戸時代後期から明治二（一八六九）年まで、同村の庄屋は勘右衛門家が行っている。年寄は浅右衛門家になっており、いっぽう百姓代は治右衛門家で続いていることがわかる。また、寛延三年、百姓代であった七之右衛門家が約五〇年後の文化三（一八〇六）年には年寄になっている。

これらの村役人の系譜は詳らかでないが、安養寺の岩佐家は先祖が吉城郡河合村角川の専勝寺と関係があり、天正二（一五七四）年の改寺となっているので、このころ、飛驒からこちらへ移ってきたと思われる（安養寺住職談）。そして鷲山の法光寺と

下土居村・村役人の一覽

年 代	庄 屋 名	年 寄 名	百姓代名	出 典 資 料
寛延 3 (1750)	忠 兵 衛	勘 右 衛 門 (組頭) 浅 右 衛 門 (組頭)	七野右衛門	笠松堤方役所文書
安永 7 (1778)	藤 兵 衛	—	—	上城田寺・河田文書
寛政 6 (1794)	当 三 郎	丹 太 郎 浅 右 衛 門	七之右衛門	下鷯飼・大野文書
文化 3 (1806)	勘 右 衛 門	浅 右 衛 門 丹 太 郎 七之右衛門	—	長良・平野文書
文化 8 (1811)	勘 右 衛 門	—	—	岐大・山田文書
文化12(1815)	勘 右 衛 門	浅 右 衛 門	勘 右 衛 門	笠松郡代文書 (差出明細帳)
弘化 4 (1847)	勘 右 衛 門	—	—	笠松郡代文書
嘉永 5 (1852)	勘 右 衛 門	浅 右 衛 門	治 右 衛 門	上城田・寺河田文書
安政 3 (1856)	—	浅 右 衛 門	—	笠松堤方役所文書
安政 6 (1859)	勘 右 衛 門	浅 右 衛 門	—	歴史資料館坂口文書
文久 1 (1861)	勘 右 衛 門	—	—	彦坂・宮部文書
明治 2 (1869)	勘 右 衛 門	浅 右 衛 門	治 右 衛 門	笠松郡代文書

同じように、寺務と村役を同時に行っていたのを、近世初期に寺務と村役をきり離したと考えてよい。それは村役人の姓が岩佐であることからみて、そのように推定できるのである。(安養寺住職談)

## 第四節 水 災

### 一、水をめぐる当地域の環境

当地域をとりまく川 当地域(江戸時代は正木・鷺山・下土居の三か村、現在の地区は、鷺山・正木・清州・古川・緑ヶ丘の五地区、世帯数三二一六)を流れる川は、長良・鳥羽・伊自良の三川(昭和一四年の古川・古々川締切りまでは三川。現在は、鳥羽・伊自良川の二川。)で、それにはさまれた低地に当地域が位置している。中でも、長良川は金華山とともに岐阜のシンボルの存在である。とくに長良川の鵜飼は全国的に名高い。そのほか、魚釣り・水浴を楽しむ光景もあちこちでみられる。しかし、長良川は人々の憩い場だけではない。私たちの日常生活には欠くことのできない生活用水・農業用水の供給源であり、かつては、材木筏・荷舟の輸送路でもあった。

鳥羽川は長良川の一支流である。山県郡高富町大桑の古城山に源を発し、高富町域の小諸川の水を集めて、岐阜市岩崎の隘路を通り、同市打越の城ヶ峰山麓を流れ、上土居で戸石川の水を合わせ、下土居の北を通過して、正木で伊自良川と合流している。

いっぽう伊自良川は、山県郡伊自良村の西北端釜ヶ谷山からでて南東流し、同村の南部に至る。その間、長滝から小倉に至る約六蔵は伏流しており、荒川の状態になっている。ついで岐阜市へ入り、岩利の隘路を経て安食あじまを通り、黒野

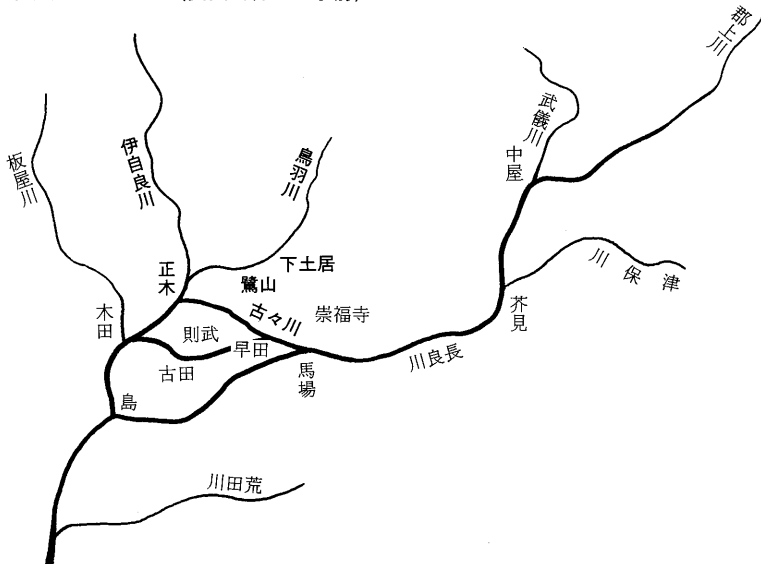
へ達し、正木で鳥羽川と合流している。それからさらに南流し、板谷川を合わせて増幅しながら一日市場の東で長良川と合流する。

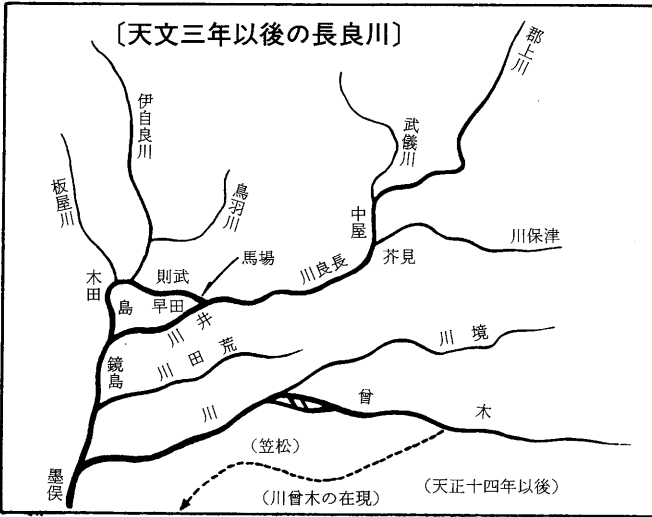
往時の長良川 古代・七世紀ごろの長良川は方県郡と厚見郡の境界線の流れ、当時は因幡河いなばがわと呼んでいた（『今昔物』）。また、天正ごろ（一五七三―一九一）には、合渡地域を流れる長良川を江戸河ごうとと呼んだり、墨俣町附近の同川を墨俣川と地域の名称であらわすこともあった（『墨俣町史』、『岐阜』、『市合渡の歴史』）。

長良川は洪水のたびに幾筋かの流路をつくっている。天文三（一五三四）年九月六日の洪水は

「長良川ノ上流郡上川通山県郡中屋村ニ於テ、古来の河線ハ左ニ流レ、太郎丸・高富・梅原等ノ諸村ヲ経テ伊自良川ヲ入レ、方県郡岩利村ヨリ南流シテ木田村ニ至リシガ、此洪水ノ為メ、中屋村ヨリ激流右ニ衝突シ、更ニ陸地ヲ押破リ、戸田村・側島村等ヲ貫通シ、各務郡芥見村ニ至リ津保川ニ合シ（中屋村ヨリ芥見村迄、更ニ新川現出セリ）、二川一大河トナリ、下流厚見郡早田村字馬場ニ於テ井水口ヲ押破リ、更ニ新川ト云テ現出シ、早田・今泉・若木元池・東島・江口等諸村ノ地ヲ貫通セリ、又方県郡長良村家屋流失人民死亡多シ、此時沿河ノ諸村水

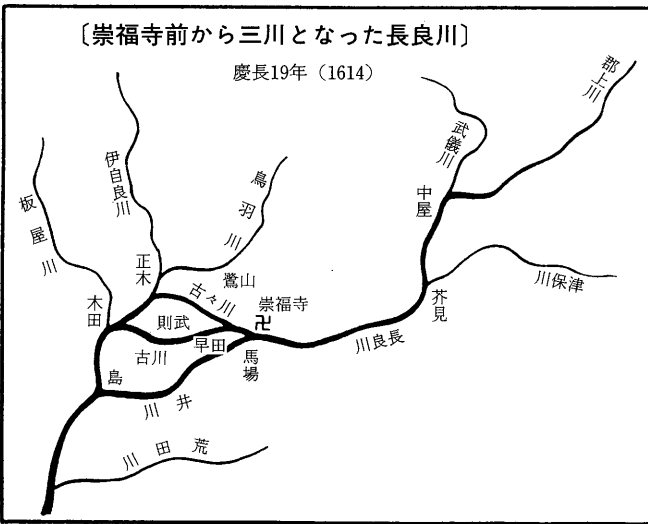
当地域をかこむ川（長良川締切工事前）





(注) 『早田郷土誌』より

害ヲ被ル最夥シト云、今詳ナラス」(「往昔以來木曾川流域洪水ノ年月被害ノ形況」岐阜県歴史資料館) (天文三年洪水は異説もある)



(注) 『早田郷土誌』より



川」と呼ばれて、鷲山地域を流れるようになったのである。また、以前からの長良川は「古川」と称し、井川をいれて、慶長一九年から長良川は三川に川筋が分流した。

この三川、とくに「古々川」・「古川」と鳥羽川・伊自良川・且ノ川（伊自良川と鳥羽川が合流した川）などが当地域にもたらした水害は、今日では想像できないほど悲惨なものであった。

当地域の中で最も水害の多かった正木村は、天保六（一八三五）年の「村明細帳」（県歴史資料館所蔵）に「当村の儀は、旱損・水損所にて御座候、居村三ヶ村に相分れ（板谷川築堤工事関係地域図参照）、長良川村中を通り、伊自良川・鳥羽川・板谷川三筋を北西に受け、当地内にて落合申候、尤長良川通川表に御堤築捨て、下にこれなく候故、雨天の節は、以上四筋の川々水壅り合ひ、逆水仕り、御田地・居村を押し開き水損仕り候」と記されているほどである。つぎに、当地域の水害の様子をみることにする。

## 二、当地域の水害状況

**水害一覧** 戦国時代の終わりがら明治の始めごろにかけて約三〇〇余年間、当地域に直接被害をもたらした水害と、近隣の水害状況を「往昔以来木曾川流域洪水ノ年月・被害の形況」（以下、「往昔出水と略、笠松堤方」を所文書・県歴史資料館所蔵）を中心に、その他近隣の庄屋が記した災害記録（折立佐藤文書・木田坂口文書・堀田後藤文書・忠節用水記）等をもとに「当地域水害一覧」を作成したので、それをもとに、実際の洪水・被害状況を年次別に述べることにする。

**技広の大洪水** 天文三（一五三四）年九月六日の長良川大洪水は、「枝広水」といわれ、長良福光の家々は流失し、「御屋敷迄水入、上下難儀、人死多キニ付、御在城北山大桑村ニ拵、御引越候」と中島両以記文（長良北町川出文書）にあるように、美濃国守護・土岐頼芸の「枝広新邸」（天文元年革新手帳から枝広の新邸に移る）まで水が押し入り、ついに頼芸は新邸を捨てて、大桑城まで引越し

鷺山地域水害一覧

(天文三―明治九)

年月日	西暦年号	事	項 (典故資料)
天文三・九・六	一五三四	郡上川大洪水、流路を変え、新川(井川)を生ずる。長良村の家屋が流失し人びとの死亡が多数にのぼる。その他、流域の諸村の被害は甚大であったが詳細は不明。	
天文四・二・四	一五三五	長良川大洪水、枝広・井之口間で人流死二万余、流失家屋数万にのぼる(「敵助往年記」)	
天文三・七・九	一五四四	長良川洪水、岐阜中川原を押し抜き流れ、市神榎が流失した。(「忠節用水記」)	
慶長二	一五七七	長良川通り出水。厚見郡早田村にて家屋流失。東伝寺堂宇も流失する。(「往昔出水」)	
慶長六・八・三	一六二二	長良川洪水。方県郡長良村崇福寺前、	
慶長九・七	一六四四	川となる。(「往昔出水」)	
寛永七・八	一六三〇	長良川洪水。厚見郡水位十合余(堤防いっぱい余りの水)、池上村にて二〇〇間、東島村にて三八八間の堤防が破壊し、島輪中へ入水した。(「往昔出水」)	
寛永三・四・二四	一六三五	長良川大水。水位十合余、島輪中へ入水。(「往昔出水」)	
寛永三	一六三六	長良川出水。長良村崇福寺前破壊し、川筋が変わって、早田村馬場にあった長良川役所を中河原に移す。(「往昔出水」)	
慶安三・九・一	一六五〇	「寅の大洪水」といわれ、濃州の低地はことごとく水没し、岐阜・養老間は船で往来できた。(「往昔出水」)	
宝永三・六・八	一七〇六	網代川大出水。伊自良川へ影響。(「合渡の歴史」・水災年表)	



享保六・七・六	一七三	長良川出水。厚見郡稲束村(元忠節村)堤一二九間破堤、この時岐阜町へ入水する。(「往昔出水」)
元文三・六・五	一七六	長良川洪水。五月八日から六月五日まで霖雨(長雨)でたびたび出水し、ついに洪水となる。(「往昔出水」)
寛延二・八	一七九	長良川出水。池上村堤防一七五間、東島村二〇〇間破堤し、島輪中へ入水する。(「往昔出水」)
明和二・八・三	一七五	長良川洪水。長良村で水量十合余、同村の堤防破れ、尾張藩から救助米が与えられた。(「往昔出水」)
安永八・七・二	一七九	長良川五〇年ぶりの大洪水。(坂口文書「風雨出水覚」)
安永九	一七〇	伊自良川出水。山県郡小倉村(伊自良村内)で堤防二七〇間余破堤、耕地三町歩余流亡。(「往昔出水」)
天明二・五・七	一七三	長良川一升二、三合の大水で平越しとなり、忠節村で堤防一四四間切れる。(「早田郷土誌」)
寛政三・六	一七二	長良川出水。島輪中・江崎破堤。鳥羽川出水。高富村で破堤し、家屋が入水した。(「往昔出水」)
寛政二〇・四・八	一七九	長良川大洪水。厚見郡沿岸の地域は水量二升、方県郡雄総村堤防一六〇間、長良村七か所の堤防、長さ一三〇間から一、〇〇〇間まで破堤し、家屋の流出一七戸、潰家数戸、死亡者二三人、耕地流亡九町六反余。砂入荒地等六〇町歩に及ぶ。岐阜町へも入水する。(「往昔出水」)
寛永二〇・七・六	一七九	長良川出水。長良村で家屋流出二〇戸、潰家三二戸、死亡者三人、半潰家一四四戸、破船大小八艘の被害がでた。(「往昔出水」)
文化三・六・六	一八五	長良川出水。早田村の堤防二五〇間、長良村の堤防九八間破堤する。北方陣屋より夫食米がでる。(「往昔出水」、折立佐藤文書)
文化三・八・三	一八五	長良川出水。東島村で三〇〇間破堤し、島輪中が入水する。(「往昔出水」)

文政 八・八・二四	一八五	長良川出水。折立村へ切れ入る。(「往昔出水」、折立佐藤文書、堀田後藤文書)
天保 八・八・二四	一八七	大暴風雨で正木村の石堤が切入る。北方陣屋より役人派遣。(折立佐藤文書)
天保 九・閏 四・三五	一八六	強風雨、長良川出水、(折立佐藤文書)
天保 四・閏 九・二	一八三	長良川大洪水。長良村で水量一〇合余、堤防三か所破堤する。(「往昔出水」)
弘化 一・九	一八四	長良川出水。長良村で破堤。(「合渡の歴史」)
弘化 四・七・三	一八七	鳥羽川・伊自良川満水。正木村堤防二か所長二五間、下土居村堤防七間破堤。田畑一円水下になる。(笠松堤方役所文書)
嘉永 一・四	一八四	長良川出水。前野・長良で破堤(「合渡の歴史」)
嘉永 三・八・八	一八五	長良川暴風雨。池ノ上、近ノ島破堤
安政 三・七・二	一八五	(「往昔三川出水」) 長良川古川通り八合余の出水。鳥羽川・伊自良川満水。下土居村・正木村地内で破堤。(笠松堤方役所文書)
安政 四・四・三	一八七	長良古川通り七合余の出水。鳥羽・伊自良川満水で正木村地内破堤。(笠松堤方文書)
安政 五・六	一八六	長良川古川通出水。正木村地内破堤、(笠松堤方文書)
安政 五・五・五	一八五	伊自良川出水。城田寺破堤一〇〇間(「合渡の歴史」)
安政 六・七	一八六	長良古川通洪水。鷺山村地内尉殿堤破堤、(笠松堤方役所文書)
万延 一・五・六	一八六	長良川通、早田村馬場の堤を一〇〇間破り水量九合余り、その下の旦ノ島村で堤五か所二〇〇間を破堤する。(「往昔出水」)
万延 一・八・五	一八六	長良川通厚見郡古津・日野村破堤(「往昔出水」)
文久 三・七・三	一八三	長良川出水。河渡村で破堤(「往昔出

慶応一・閏	一六五	水)
五・七		木曾川・長良川等各河川大洪水。三日間大豪雨。(『早田郷土誌』)
慶応二・八・八	一六六	長良川出水。(『合渡の歴史』)
慶応三・五・二	一六七	長良川出水。(『合渡の歴史』)
明治三・九・八	一六八	長良川通洪水。長良・則武・正木・黒野村の堤防切れ。被害多くでる。

明治七・八・二〇	一六七	(『早田郷土誌』)
		長良川通り平水位より一丈二〜三尺の高水で正木村・則武村の堤防切れる。(『往昔出水』)
明治九・九・七	一六八	長良川通平水位より一丈四〜五尺の高水。伊自良川の堤防所々で破壊す。(『往昔出水』)

せざるを得なくなつた。また、この洪水によって、長良川の河道が大きくかわつたことは先述のとおりである。翌天文四年二月の大洪水は「枝広・井之口間、人流死二万余、家数万家流失、奇代俄事也」(『嚴助在』)と記録される大被害を当地域にも及ぼしている。

さらに、天文一三(一五四四)年七月の長良川洪水によって、岐阜中川原が押し流され、ここにあった「市神榎」が流失した。岐阜町の市は斎藤氏によって市立が認められ、「南へは御園にて市立<sup>今は加</sup>西口は若倉町にて市立<sup>今は川を隔</sup>」ヶ所に市神として今に榎あり、北口は中河原にて市立「<sup>爰にも市神の榎ありしに天</sup>年中洪水に流れしとなり」(『岐阜志略』)とあることをさしている。

**長良川役所の移転** 長良川役所については、第三節・鷺山村の村役人の項で若干触れたが、本項でもうすこし詳しく述べることにする。

長良川の流通取り締まりは近世初頭から長良川役所と鏡島湊で行われていた。年代は不明であるが、長良川上流への

舟航ができるようになってから、鏡島湊より川上へ積み登ることができ荷物が「御公儀様御用、并尾州様御用物の内岐阜御役所御用材・御鮎元并長良鵜飼中に遣され候木品等、伊勢御師荷物、灰船、下肥等」(<sup>世七</sup> 県史近)と限定された。そのため、岐阜商人たちは岐阜奉行所と結託して「尾州御用物」の種類を拡大し、岐阜直揚を企て続けている。長良川役所を通行する舟数も勢い多くなり、その重要性は増していく。

この長良川役所の成立は尾張藩『地方古義』や長良川役所付問屋西川家記録には、尾張藩が元和五(一六一九)年に幕府から美濃国内で五万石を与えられた時に、この役所もともに授けられたとしている。長良川役所は、はじめは早田村の馬場にあったが、寛永一三(一六三六)年の洪水により川筋がかわって、岐阜町の古屋敷に接する中河原の地に移したことは「水害一覽」にみられるとおりである。それは即ち、岐阜町寄りの井川が以前と比べて大きな流れになり、長良川の三つの流路がほとんど同じような水流になったことから、従来の早田村馬場では舟荷物の統制が不十分になったのであろう。これ以後、中河原は岐阜町にも近いところから、岐阜町の長良川湊として、近世期発展していった。それ故に役所の付問屋・西川家の比重も高まり、それと交流のあった鷺山村庄屋・平野惣右衛門の権勢もおのずと推測されよう。

**庄屋記録からみた水害状況** 安永八(一七七九)年七月一日、長良川は五〇年以來の大洪水に見舞われた。正木・鷺山・下土居三村の水害状況は史料が残っていないので窺うことはできないが、当地域と隣接している木田村の史料(<sup>木田・坂</sup> 口文書)から類推してみることにする。

木田村の水害状況

寅年(天明二年)より四年前亥年(安永八年)七月十一日、

五十年以來の大洪水にて御座候、本家の縁板の上菅尺寸寸余これあり候、あまりの洪水ゆへ、これより存付年々出水

風雨書留め申候

寅年三月朔日 出水六合位、珍しき時分也

同年六月廿三日 出水、本家の庭へ四寸余入り候

同年七月四日 出水、前道切れ出候、西町は大水のよし

同年七月十日 大雨、雨出水、前道切れ出申候、西町は

大水のよし

同七月十八日 大水なり、本家の庭者尺式寸余入

同七月廿六日夕 出水、中井溝まで水下に相成り候

同八月九日 大風雨水、中井道下水下なり

同八月廿日夕 大雨風、出水、道地まで水下なり

同八月廿一日 夜四ツ過ぎに光り物通り南より北へ行く

メ出水九度、風三度なり(木田・坂口文書  
一風雨出水覽)

安永八年七月一日、当地域を襲った長良川の洪水は、五〇年以來の大洪水になり、木田村・庄屋の坂口家では、本家(母家)の縁板の上、「若尺式寸余」(約四〇寸)の床上浸水となった。当主の坂口作十郎は、自分がかって経験したことのない大水にびっくりして、これ以後、年々の出水・風雨等記録に記しておこうと思ひ立った。坂口家は木田村でも最も高い所に位置していたにもかかわらず、床上浸水にあつたのであるから、他に低地にあつた家々の被害は床上から軒下、さらには屋根まで水に浸つたものと想像される。

木田村の水害記録は、以後天明二(一七八二)年から書き留められ、寛政六(一七九四)年で終わっているが、その中から天明二年の状況をみることにする。同年の水害は三月・一回、六月・二回、七月・四回、八月・三回となっている。三月の出水について、坂口作十郎は時節柄、珍しいことだと記し、六月の出水は二回とも本家の庭まで水が入つたことがわかる。七月の四回の出水中、二回は大水で木田村低地の西町が大被害を受けたことを記録している。また八月は暴風雨の出水が二回あり、八月二一日の記録には夜四ツ過(午後一〇時)に「光り物」が南より北へ行つたとあり、気圧配置がひじょうに不安定であつたことがわかる。「メ出水九度、風三度」と書いていることからみて、断続的に風雨が、そのつど水量が増した状況が窺える。

洪水時の夫食米 折立村庄屋・佐藤治兵衛の「庄屋一代明細記」中に、文化一二(二八一五)年六月二七、二八日、「大洪水、床上四尺余、御屋敷・北方陣屋夫喰頂戴」と記されている。庄屋・佐藤家が床上四尺(約一・三呎)余りの浸水であるから、他の家々の浸水状況はそれ以上であり、勿論、田畑はすべて水没したと考えられる。当地域も折立村に隣接しているので同様の被害状況であつたろう。そのため、領主・石河家と北方陣屋から夫食米が支給された。夫食米とは近世期農民の食料をいう。夫食の中心は米・麦などである。水害等の災害で食料に窮し、その年の種粃などを食料にすることが多くなると、翌年の苗が確保できなくなることから、農民は領主側に夫食拝借を願い出て、領主側もこれを許可している。折立村と鷺山村は同一領主であるので、恐らく、この水害に対して夫食米が与えられたと考えられる。

正木・鷺山・下土居村の水害状況 安政三(一八五六)年七月一日、長良古川通りは八合余りの出水、また鳥羽川・伊自良川は川幅一杯の満水状況になった。「そのため、下土居村地内で堤防が三か所、約八〇間(約一四〇呎)余り破壊した。正木村地内では堤防が八か所、約一五〇間(約二七〇呎)にわたって切れた。そのため、田畑は全部冠水し、このままでは稲が腐ってしまうので、大至急ご連絡致します。」という意味の注進書が両村の村役人から笠松堤方役所(笠松堤方役所文書)へ出されている。笠松堤方役所は構成員一四名から成り、国役金の収支、治水工事の設計、施行・監督、堤防保護等の仕事をした(『濃飛両国通史』下巻)。

つぎに、翌安政四年四月二六日、大風雨で長良古川通が七合余りの出水になり、前年同様に鳥羽・伊自良両川が満水になった。正木村地内繰船下の石堤が約一五間(約一八呎)洗い切られ、鳥羽川通りも岩船で約三〇間余(約九九呎)切れたので、折柄の麦作りは収穫が皆無という状態になった。なお破壊した堤防の修復は水が引き次第修理方の依頼を

する旨の届書を、笠松堤方役所へ提出している。(笠松堤方役所文書)

安政六(一八五九)年三月、鷺山村の村役人から笠松堤方役所へ先年の度重なる洪水により、鷺山村地内の四ッ屋前猿尾が破壊し、このままの状態では、破堤箇所から水が侵入し、せっかくの麦作が被害を受けることになるから、自普請(鷺山村の村負担で修理する)にして頂きたい旨を願ひ出ている。(笠松堤方役所文書)

安政五年六月、正木村の堤防が切れ、その応急修理を笠松堤方役所へ村役人から願ひ出ている文面中に、「当年は諸作とも皆損毛(全く収穫がないこと)になり、野菜類までも水につき腐ってしまった。この上は菜大根でも時きつけて、少しでも夫食(ぶじき)(食料)の足しにしたい。そうでもしないと、かならず飢餓にひんするだろう。すでに、七月四日の夜には切れた所から侵水し、床上まで水がついたので少々貯えておいた野菜・漬物類まで水につかり、とても難渋している。」と、その困窮ぶりを役所に訴え出ている。(笠松堤方役所文書)

### 三、治水と当地域のおもな水論

**当地域の堤防** 水害を防ぐ唯一の手段は堤防を築くことである。江戸時代の当地域の堤防を村明細帳(鷺山・天保九年、下正木村・天保六年のもの)からみると、つぎのようである。

- 鷺山村  
長良川通  
一、堤 長延六百四拾間余 御普請所ニ御座候  
同古川通  
一、堤長延三百九拾間余 水下拾式ヶ村組合御普請所ニ御座候
- 一、長良古川通当村之内 長三百九拾間余、巾平均百五拾間程  
一、同川通当村之内 長七百間余、巾平均四拾間程  
下土居村

第三章 江戸時代の当地域

一、鳥羽川通堤 長四百間

是ハ当村内川長五百間余、前々より堤川除共、御普請所ニ御座候

正木村

一、長良川通当村之内、八百九拾間程

但シ、石砂川、平水歩渡り、水増候得は、村中廻り番

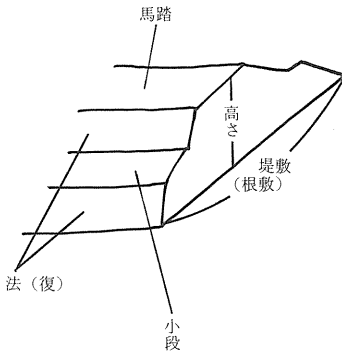
ニ船越申候、右川両方共御普請所ニて御座候

一旦川通当村之内 千式百間程

但シ、往來くりふねニて渡し申候、右川端田畑田ニ御

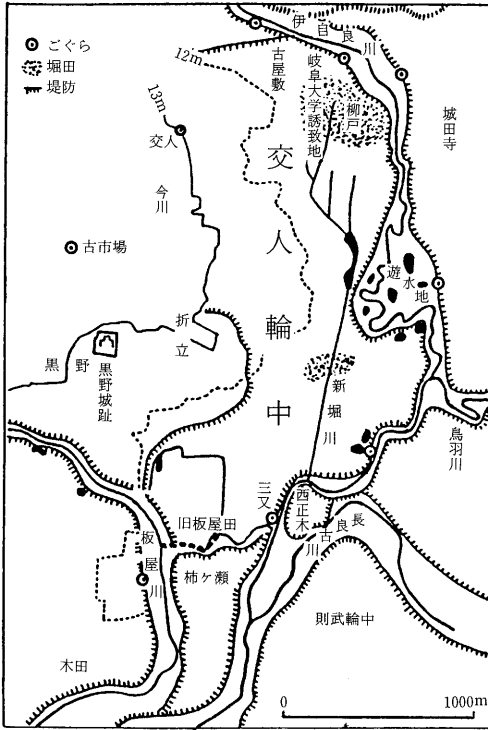
普請所御座候

この史料からみる限り、当地域の堤防は長良川・同古川・鳥羽川・且川合せて、延長約五六〇〇間余（一万八尺余）にのぼる。堤防の規模は他の史料（治二年の正木・下土居明細帳）からみると、下土居村の鳥羽川堤防は高さ菴丈四尺（約四・六尺）から八尺（約二・六尺）、馬踏五尺（約一・六尺）から四尺（約一・三尺）、根敷八間（約一四尺）から三間半（六・三尺）と場所により長短の差があった。正木村の場合、長良古川通りの南北に堤防があり、川通り南は高さ菴丈四尺、馬踏六尺（約二尺）、根敷八間半（約一五尺）であり、川通り北は高さ菴丈二尺（約四尺）、馬踏六尺（約二尺）、根敷七間半（約一三・五尺）と南岸・北岸の



長良川改修工事記念碑（平野豊氏提供）





交人輪中概念図 国島秀雄原図（『輪中』掲載）による。

堤防には若干の差異がみられる。また、堤防の大半は公儀の御普請（幕府負担費）であるが、下土居村の鳥羽川堤防二〇〇間と正木村の鳥羽川・且川堤防は自普請（村負担の費）であった。

堤・猿尾の修復

安政五年八月、古市場村（幕領）・交人村（幕領）・則武村（幕領）・正木村（幕領）・土居村（幕領）・鷺山村（大垣預）・下城田寺村（大垣預所）・折立村（尾州領）・正木村（尾州領）・鷺山村（尾州領）・黒野村（藩領平）・木田村（藩領平）・上城田寺村（藩領高富）・今川村（藩領高富）・下城田寺村（藩領平）の計一三か村組合から、笠松堤方役所に対して、尉殿堤の「急破御普請願」（応急の修復願）が出されている。

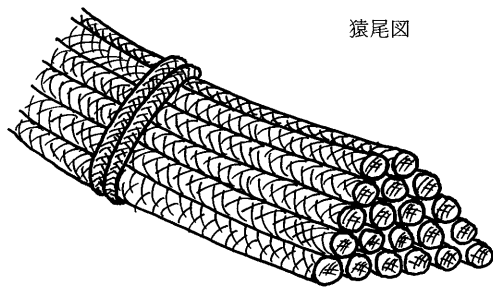
長良古川通の堤防は一三か村組合の御普請所であり、同年七月の洪水で鷺山村地内の尉殿堤が破堤し、そのまま未修理の状態になっていたため、一三か村がその対策を話し合っていた所、再び八月九日の出水で破堤箇所がひろがり、そのまま放置されたのでは、自普請所の堤までも影響がでて、「御田地亡所眼前」になると結んでいる。

このような堤修復の願いは安政五年九月、鷺山・交人・古市場三か村からの「長良古川通未定式春役御普請組込願い」、安政六年三

月、正木・則武両村の「末春役御普請仰渡之処自普請持溜土願い」、同年同月、鷺山村の「猿尾破損につき持溜土願」、同年六月、正木村の「長良古川通急破御普請願い」と数多く笠松堤方役所文書中にみられる。この中で、「定式春役御普請」というのは、春に実施される公儀（幕府）の定例堤防工事をいい、「猿尾」とは、別名「蛇籠」ともいわれ、江戸時代の治水工事に用いる工作物である。図のように、竹で丸く細長く編んだ籠の中に石を詰め、堤防の補強とか、水勢を弱めるために使用された。元禄（一六八八）ごろから使用されるようになり、享保（一七一六）以降全国に普及し、治水工事には不可欠の資材となった。また、新田開発にも利用された。つぎに当地域とかかわりのあった「水論」で代表的なものをあげることにする。

正木村新規小土手築立にかかわる約定書 鳥羽川と且川が流れる正木村は、幕領と尾州領の相給村で水損場であった。天保二（一八三一）年のこと、先年から全く堤防がなかった所へ、出水のたびに水が浸入して困るので、「逆水凌自普請」を同村が行い、新規に小土手を作ったところ、鷺山・上土居・中福光・上福光・真福寺・岩崎の鳥羽川上流・七か村から苦情がでて、ついに笠松役所への訴訟にまで至った。それは、「自前に堤形等拵」えることは禁止になっていたにもかかわらず、正木村が公儀へ無届けで小土手を築いたことに対する七か村の抗議であった。結果は無法な小土手を築いた正木村に非があり、嚴重な説諭が笠松役所から行われ、役人が現場検分にやってきて、問題の小土手を全部取り払うよう指示した。そして正木村の人足をはじめ、他の七か村からも人足がでて取り払い作業は完了した。しかし、正木村としては、取り払った

猿尾図



ままでは少しの出水でも逆水が同村の田畑へ流れ込み、作物が水腐れになるので、関係七か村の迷惑にならない程度の小土手を残すことは認められた。この結果、つぎのような約定書が正木村から関係七か村に出されている。

一、今度新規逆水凌小土手築寄方の儀、川上ハ字穴田迄、

従是上は一切取綺申間敷候、尤御立入衆中并双方立合御

示談之上、実意ニ取斗可申候、若出水等ニて損所出来元

形ニ取繕度節ハ、後年たり共、其節々隣村より、御立合

可被下極ニ候、村方限ニ手差取繕候儀、堅致間敷候事

一、試小土手出来之上、万一上郷村々え差障候節ハ、何時

ニても皆取払可申候、若川通変化いたし、水行悪敷節は、

其段村方え御申入次第、取払可申候、及後年人気押移、

当村方等閑ニ心得居候ハハ、障村々人足を以、皆取払可

被成候、捨土之儀も模寄之川並、又は田場え御取捨有之

候共、少も故障申出間敷候事

右ケ条之趣、後々年迄も聊違約之儀仕間敷候、為後証一札

差入置候処、仍如件、

(長良・千代田町  
大野寿氏文書)

約定書は二か条から成っており、一つは小土手の範囲を「穴田」までとし、それより上流には決して築造しないことをあげ、万一出水で損所ができたときは、関係七か村立合いの上で修復し、決して正木村単独で行わないことと、この小土手によって上流の村々(さきの七か村をさす)の水流が悪くなった場合は、正木村へ申し出て取り払いをすることや、後年になって正木村の者がこのことをなおざりにするような事態が生ずれば、七か村から人足を出して小土手を全部取り払うこともあり、その際の小土手の土は田へ捨てても決して反対をしないをあげている。そのうえ、立入人には早田村庄屋他二名がなっている。文言からみる上では、非常に厳しい内容の約定書といえよう。

**曾我屋横土手の築堤** 方県郡の上・下曾我屋村は周辺の村々と宝暦年間(一七五一—一六三)に河渡輪中(河渡・生津・

寺田・高屋・馬場・柱本・上・下曾我屋八か村)を形成していた(史、岐阜県近世五)。その後天明六(一七八六)年にいたり、上

曾我屋村の北、川部村との村境に、根尾川筋の前からあった堤防につづけて、長さ二一五間(約三九〇呎)の横土手が

築かれた。河渡輪中が、輪中として完結するためには、この横土手は不可欠なものであったが、これによって被害を受ける上流諸村との間に、以後、くりかえし紛争が生じている。川部村をはじめ上流部村むらは、この横土手を撤去させるための訴願をくりかえすとともに、時には実力行使による破壊行為に及んだこともあった。この紛争がいちおうの収拾をみることになるのは、文化一〇（一八一三）年にいたって、河渡輪中八か村（下郷という）と上郷一八か村（正木・下土居・古市場・交人・下城田寺・折立・川部・又丸・上尻毛・下尻毛・木田・東改田・西改田・黒野・今川・折立村のうち三ツ又分）との相給でそれぞれ二人の庄屋をたてたのでそれをあわせて一八か村という）との間で、以下のような内済証文がとりかわされ和解が成立する。

一上曾我屋村地内御普請所堤築留先、字北浦より字上野町

見合築立可申事

（以下二か  
条省略）

臥樋迄、西之方え折廻ン自普請所ニテ、長式百四拾間之内、東之方ニテ三間半除之、夫より切所三拾間之場所、

一右小土手前書之通築立出来仕候上ニテ、定杭打之、以来  
争論無之様可致事

田面より高式尺五寸、馬踏式尺、鋪五尺ニ築立、右入用人  
足之儀ハ訴訟方下郷八ヶ村より差出可申事（但書・他一  
か条省略）

但、切所築立其外取繕之義は、双方并喫人立会相仕立、  
其上ニテ定杭打之可申事

一当四月中出水之砌、無難之場所ニテ切所三ヶ所延長六間  
式尺出来ニ付、相手川部・又丸両村之者共切崩候段、河  
渡村外七ヶ村より申立、相手方ニテ切所ニ相成候段申之、  
双方申争ひ之儀は、今般取喫人賞請、切所之儀は前後を

一訴訟方下郷八ヶ村より相手上郷拾八ヶ村之水除普請為手  
当、金百三拾両之内金三拾両ハ川部・又丸・下尻毛三ヶ  
村え遣之、金百両は古市場村外拾四ヶ村え遣之可申事  
（以下後文省略、西粟  
野・河野殿氏文書）

この内済証文は七か条（内三か条省略）から成り、主な約定は、横土手二四〇間のうち同年の水害によって崩れた所は下郷から人足を出して修復すること、田面よりの高さは二尺五寸（約七五センチメートル）、馬踏二尺（約六〇センチメートル）、堤敷は五尺（約一・

五段)とすること、この高さは定尺として定杭をもって明示すること、川部・又丸村民が切り崩した部分(六間二尺・約一一段)は仲裁人の判断にまかせて処理すること、下郷より上郷村へ水際普請手当として、一三〇両を提供することなどであった。なお、この時の仲裁人は西栗野村庄屋をはじめ、切通村・上橋本村・美江寺村・前野村古料の各庄屋で構成されていた。

**板谷川の築堤** その後も出水のたびごとに、曾我屋横土手の存廃をめぐる、弘化四(一八四四)年(下郷八ヶ村が横土手として、上郷一三)、安政三—四(一八五六—五七)年(上郷と下郷の横土手をめぐる紛争は、下郷から目安伏で幕府評定所へ、中山道の通行が支障すること、堤の修築、出水の防禦などで上郷が理不尽を申し出ないよう訴えた。これに対し、評定所では、石谷因幡守・小野筑後守・川路左衛門尉・本多加賀守ら一人が吟味した結果、両郷の代表者)と紛争がくりかえされてきた。それがいち応の結着をみるのは、文久元(一八六一)年に裁定がくだされた木田村地内の板谷川築堤計画によってであった。その計画は、安政六(一八五九)年、河渡輪中に属する下郷八か村と、かつて曾我屋横土手をめぐって対立関係にあった上郷の中、又丸・川部・下尻毛・上尻毛・東改田・木田・黒野など七か村の態度変更に関して、笠松役所はその理由を尋ねたようで、その返答とみられる木田村の口上覚(木田・坂口文書、「板谷川」は「全天明年中より已来、追々川筋変地いたし、長良古川通ハ小勢相傾キ、当節之形勢ニテハ、板谷川筋へ逆水いたし、右川順水相湛、横土手上・下村々耕地え押込候間、惣方共時勢沿革之次第を相弁、実意ニ立戻り、相互ニ小災凌合、向後睦間敷致すべき事肝要の旨了解申呉、種々示談之上」と、その立場を明らかにしている。ここには天明年間以降に生じた河川状況の変化と、そのために横土手がもはや上・下郷にとって無意味となっている事実の認識が示されている。さらに笠松役所においても、郡代から「横土手の儀彼是申争候ても、双方為筋ニ相成がたき間、一和帰村致すべし」(木田・坂口文書前掲資料)と説諭されたことも一つの理由としてあげている。しかし、こうして上・下郷が新たに板谷川築堤に向かう気運が生じてきても、無条件に周辺の各村が承認した

わけではない。上郷の残る十数か村に加えて、さらに上流の則武・鷺山村や、下郷下流の鏡島村などから故障が申したてられたが、笠松役所は、それらの反対をおさえ、右村々の訴願を容認するのである。つぎに原文書でその一部を紹介する。(木田・坂口氏  
文書前掲資料)

差上申一札之事

当御代官所濃州方県郡河渡村・戸田采女正御預所本巢郡生津村・安藤対馬守殿領分方県郡川部村外拾壹ヶ村組合、板谷川通堤築立并根尾川以樋伏込逆水除願之儀、当御代官所同郡則武村外三ヶ村・戸田采女正御預所厚見郡鏡嶋村・右御預所・松平隼人丞知行入会方県郡下城田寺村・尾張殿領分同郡鷺山村外三ヶ村・永井肥前守領分厚見郡鳥屋村外三拾式ヶ村・本庄宮内少輔領分方県郡石谷村外壹ヶ村、差障申立、追々御糺請候一件、今般御伺之上、御下知之趣左之通被仰渡候、

一願方河渡村外拾三ヶ村申立候は、右村々西南之方糸貫川、東之方長良・根尾川、長良古川、三方共村囲本堤有之、然ル処北之方板谷川通堤無之、且根尾川通以樋伏込不申候ては、出水之度毎田畑皆水腐いたし、亡村可相成、右板谷川通堤之儀は、寛政度御普請被仰付候場所にて、古形も前後ニ相残居明白之処、不実勝手之差障ニ付、早々願之通被仰付度(中略)、故障方にては、右板谷川通御普請之由は不相弁、何故ニ取払、右堤跡田面ニ起返、當時

跡形も無之罷成候哉、承伝候もの無之、既ニ去ル亥年願村々之内より、右場所新規堤築立ニ取懸候付、堤方役所ニ願出、安藤対馬守様御役場ニ御懸合相成、皆取払相成候儀も承り居、古形有之御普請所之儀ニ候ハハ、右様取払相成候訳も無之(中略)、

依之被仰渡候は、右板谷川堤之儀、中絶後年曆も相立候ニ付、願通之築立は難被仰付、高平均式割低考丈三四尺迄ニ相仕立、根尾川以樋之儀は、全古形有之場所ニも無之候間、水開を余分ニ相残シ、願ひ場所より三百五拾間引去り伏込、右以樋は三ヶ年程も御見様シ之上、御取極被仰付候旨被仰渡候、

右被仰渡之趣、一同承知奉畏候、若相背候ハハ、御科可被仰付候、依之一同連印御請証文差上申処、如件、

願村々

安藤対馬守殿領分  
濃州本巢郡住本村

文久元酉年六月四日

庄屋 太郎左衛門

(他高屋・馬場・寺田・下曾我屋・上曾我屋・又丸・川部・下尻毛・上尻毛・東改田・本田・生津・河渡の一三か村庄屋名略)

障村々

松平隼之丞知行  
濃州方県郡下城田寺村

庄屋 藤石衛門

(他石谷・上城田寺二か村庄屋名略)

永井肥前守領分

同州厚見郡鳥屋村外三拾式ヶ村

惣代鳥屋村庄屋

仁兵衛

同断 重平

代人 助之右衛門

東鏡嶋村庄屋

俊蔵

尾張殿領分

同州同郡早田村

庄屋 太左衛門

同断 啓助

笠松堤方

御役所

同断 祐右衛門

右同断 同州方県郡正木村

庄屋 兼三郎

右同断 同州同郡鷺山村

組頭 善八

当御支配所 同州方県郡下土居村

右同断 庄屋 勘右衛門

同州同郡正木村

庄屋 与三右衛門

(他池之上・下城田寺・鏡嶋・則武・同新田の五か村庄屋・年寄名略)

こののち、慶応二（一八六六）年にも横土手をめぐる上・下郷の出入があるが、このときは、なお板谷川堤防の築堤を終わっていない段階だったようで、結局は板谷川堤組合一輪中になるには「横土手廃絶仰付られ候共、願筋御座無く候」をもって和解する。（東改田近藤文書「天王（川悪水抜につき請書）」）  
ここにいたり、曾我屋横土手をめぐる長い紛争の歴史に終止符がうたれたが、板谷川堤防工事費は一万七〇〇〇両をこえ、それらはすべて板谷川堤組合村むら（木田村・川部村他一五か村）で支払われたものである。（木田坂口文書「板谷川御裁許書」）

## 第五節 村の生活

### 一、当地域の村の状況

天正・慶長期の村の状況 天正一〇（一五八二）年六月二日、信長・信忠父子は明智光秀によって滅ぼされた。いわゆる「本能寺の変」である。その後岐阜城は織田信孝（信長の三男）が城主となり、瑞龍寺・崇福寺などの岐阜近辺有力寺院に「禁制」（禁止事項を広く示すために発給する文書。戦国時代大名が占領地に下したものが多く、とくに社寺や郷村が軍勢の乱暴をうけることを防ぐために、謝礼を出して発給してもらったことが多い。）を出し、支配体制の確立に努めていた。この頃、信長の後継者三法師（信忠の遺児・秀信）を擁した豊臣秀吉との間に不和が生じ、信孝は柴田勝家・滝川一益らと結んで秀吉を討つ挙兵計画をすすめた。事前にこの事を察知した秀吉は天正一〇年二月一六日、近江から大垣へ軍をすすめ、信孝の岐阜城を包囲した。

その折に「（正木と推定）村寺内」に対して、秀吉と丹羽長秀（信長の部將、本能寺の変後豊臣秀吉を助け、近江坂本に居り、賤ヶ岳の役に功を立て、越前北ノ庄を居城とした。天正一三年没）の連署でつぎのような禁制がだされている。

禁制

□ □ 村寺内

一 当手軍勢乱妨狼藉之事

一 放火之事

一 对地下人非分申懸事

右条々、堅令停止早、若違犯之輩在之者、速可処敵科者也、仍而下知如件

天正拾年十二月 日

（羽柴秀吉）

筑前守（花押）

（丹羽長秀）

五郎左衛門（花押）



この中で、正木村の住民に対して、軍隊の乱暴・放火・理不尽な行動をしないことを下知している。さらに、翌年（天正一二年）岐阜城に入った池田元助（池田恒興・長男、初め信長に仕え、信長死後は信雄に属した。天正一二年、父とともに長久手で戦死、二二歳）七月に正木郷に対して禁制を出しているが、前の禁制と異なる点は、「軍勢の乱暴」に対し、「甲乙人等乱暴」とかえ、「放火」が「荒作毛」と稲作を荒さないこととの二点である。正木郷（含正木村・正木御坊）が当地域の中で住民の力がかなり強かったといえる。（忠節山田文書）

慶長五（一六〇〇）年、関ヶ原合戦の前石田方（西軍）と徳川方（東軍）はそれぞれに禁制をだしている。岐阜城主・織田秀信（西軍）は、八月に入り正木村・養教寺・立政寺に濫妨狼藉禁止の禁制を発した。

禁制 柿内正木郷寺内

一甲乙人濫妨狼藉之支  
一陣取・放火之支

一伐採竹木支

右条々、於違犯之輩、速可処嚴科者也、仍下知如件、  
慶長五 八月 日 （織田秀信） （前掲山田文書）  
（花押）

いっぽう、東軍方も「鷺山寺内」と「さぎ山」に対し、八月、それぞれに禁制を出している。

禁制

一甲乙人非曲狼藉事

当年乱妨狼藉放火之事、向之雖為御人数此折紙を以可申理者

一陣取放火之事

慶長五年

（池田輝政）  
三左衛門 印

一伐採竹木事

八月 日

右之条々於違犯之輩者、速可処嚴科者也、仍而下知如件

さぎ山  
御中

（二通とも鷺山法光寺文書）

慶長五

（徳川家康）

八月 日 御判

鷺山寺内

この二点は、禁制は徳川家康であり、折紙は池田輝政からである。輝政は恒興の次男、天正一二年兄元助の所領をつぎ大垣城主となる。豊臣の姓を受け、羽柴岐阜待従、または羽柴三左衛門と呼ばれた。慶長五年の関ヶ原合戦には東軍に応じ、八月岐阜城攻略に参加、鷺山に対する禁制もこの折に出された。戦後、家康から播磨を与えられた。天正一八年死去。五〇歳。(寛政重修  
諸家譜他)

「中島両以記文」等に見える鷺山 同書(長良北町川  
出氏文書)には戦国末期の鷺山のことがつぎのように記してある。

当国ハ大昔より源氏源三位頼政之筋、土岐殿御分國鷺山、  
御在城、御殿ハ山東之麓ニ土居堀にて有、宗福寺浦ニケ所  
之屋敷ハ御子息達、堀田村西ノ屋敷ハ御隠居之由、鷺山よ  
り堀田迄之内侍屋敷・百姓屋敷入交り散々ニ有由、町屋ハ  
手前屋敷より川端迄ニ有、市立故ニ市場と云、中納言御代  
ニ岐阜詰り北町ハ足輕衆屋敷、又両町浦ト鵜飼屋浦ニ侍屋  
村立由、

これから窺えることは、鷺山の東麓に土岐・斎藤氏の居城・館があり、山から東へ向けて、城下町が形成されていた。また、鷺山地域は下福光とかつて称されていた。

「法光寺由緒書」にも、「当寺開基ハ大永二年（一五二二）午十一月廿八日、土岐美濃守未孫矢嶋甚太輔と申者民家ニ下り、下福郷・斎藤道三居城之節、江畑町(鷺山  
地域)と申処に居住仕候」とあり、さらに「斎藤道三滅亡之後町人・百姓を招集メ、百姓拾五軒外ニ八軒ニ而鷺山村之一郷を定メ」たとあるように、下福光郷が当鷺山村になった経緯がわかり、しかも、かつての鷺山城の城下町筋にあたっていた様子も知ることができる。

諸書にみる当地域 江戸時代の当地域の状況を『新撰美濃志』(尾張藩士・岡田啓  
著天保一四年刊)・『濃州徇行記』(尾張藩士・樋口  
好古著寛政年間刊)をもと